

**入札参加停止措置対象業者一覧(令和7年度)**

業者名	期間	始期	終期	入札参加停止の理由 【　】内は入札参加停止該当条項
パナソニックEWエンジニアリング株式会社	1か月	R7. 4. 10	R7. 5. 9	パナソニックEWエンジニアリング株式会社は、建設業法の規定に違反し、資格要件を満たさない者を主任技術者や専任技術者として工事現場や営業所に配置していた。 これらのごとが建設業法第28条第1項第2号及び第1項本文に該当するとして、令和7年1月31日、近畿地方整備局長より、監督処分(営業停止及び指示処分)を受けた。  【入札参加停止等措置要綱別表第2第8号(建設業法違反行為)に該当】
新明和工業 株式会社	3か月 ※1	R7. 4. 23	R7. 7. 22	新明和工業株式会社を含む機械式駐車装置メーカーは、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年3月24日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。なお、新明和工業株式会社は、課徴金の減免制度の適用を受けている。  【入札参加停止等措置要綱別表第2第4号(独占禁止法違反行為)に該当】 ※1 公正取引委員会が公表した報道発表資料において課徴金減免制度の適用が確認できたため、入札参加停止の期間を2分の1とする。
極東開発工業 株式会社	3か月 ※1	R7. 11. 12	R8. 2. 11	極東開発工業株式会社及び新明和工業株式会社の特装車製品製造販売業者は、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年9月24日、公正取引委員会が違反事実を認定した。本件は、いずれの事業者も課徴金減免制度の適用を受けている。  【入札参加停止等措置要綱別表第2第4号(独占禁止法違反行為)に該当】 ※1 公正取引委員会が公表した報道発表資料において課徴金減免制度の適用が確認できたため、入札参加停止の期間を2分の1とする。
新明和工業 株式会社	6か月 #1 ※1	R7. 11. 12	R8. 5. 11	極東開発工業株式会社及び新明和工業株式会社の特装車製品製造販売業者は、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年9月24日、公正取引委員会が違反事実を認定した。本件は、いずれの事業者も課徴金減免制度の適用を受けている。  【入札参加停止等措置要綱別表第2第4号(独占禁止法違反行為)に該当】 #1 新明和工業 株式会社は、機械式駐車装置の設置工事に關し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年3月24日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。このことから令和7年4月23日から7月22日の3か月間、当市において入札参加停止を行ったため、今回、入札参加停止の期間の特例を適用する。 ※1 公正取引委員会が公表した報道発表資料において課徴金減免制度の適用が確認できたため、入札参加停止の期間を2分の1とする。
日本交通技術株式会社	6か月	R8. 1. 14	R8. 7. 13	地方公共団体等が発注する東海旅客鉄道株式会社が管理する線路の跨線橋点検業務において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年12月19日、公正取引委員会が排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。  【入札参加停止等措置要綱別表第2第4号(独占禁止法違反行為)に該当】

**入札参加停止措置対象業者一覧(令和7年度)**

業者名	期間	始期	終期	入札参加停止の理由 【 】内は入札参加停止該当条項
ジェイアール東海コンサルタンツ株式会社	3か月 ※1	R8. 1. 14	R8. 4. 13	地方公共団体等が発注する東海旅客鉄道株式会社が管理する線路の跨線橋点検業務において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年12月19日、公正取引委員会が排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。 なお、なおジェイアール東海コンサルタンツ株式会社、大日コンサルタント株式会社及び株式会社トーニチコンサルタントは、課徴金減免制度の適用を受けている。【入札参加停止等措置要綱別表第2第4号(独占禁止法違反行為)に該当】 ※1 公正取引委員会が公表した報道発表資料において課徴金減免制度の適用が確認できたため、入札参加停止の期間を2分の1とする。
大日コンサルタント株式会社	3か月 ※1	R8. 1. 14	R8. 4. 13	地方公共団体等が発注する東海旅客鉄道株式会社が管理する線路の跨線橋点検業務において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年12月19日、公正取引委員会が排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。 なお、なおジェイアール東海コンサルタンツ株式会社、大日コンサルタント株式会社及び株式会社トーニチコンサルタントは、課徴金減免制度の適用を受けている。【入札参加停止等措置要綱別表第2第4号(独占禁止法違反行為)に該当】 ※1 公正取引委員会が公表した報道発表資料において課徴金減免制度の適用が確認できたため、入札参加停止の期間を2分の1とする。
株式会社トーニチコンサルタント	3か月 ※1	R8. 1. 14	R8. 4. 13	地方公共団体等が発注する東海旅客鉄道株式会社が管理する線路の跨線橋点検業務において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年12月19日、公正取引委員会が排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。 なお、なおジェイアール東海コンサルタンツ株式会社、大日コンサルタント株式会社及び株式会社トーニチコンサルタントは、課徴金減免制度の適用を受けている。【入札参加停止等措置要綱別表第2第4号(独占禁止法違反行為)に該当】 ※1 公正取引委員会が公表した報道発表資料において課徴金減免制度の適用が確認できたため、入札参加停止の期間を2分の1とする。